

一般社団法人日本放射線看護学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人（以下「本会」という）は、一般社団法人日本放射線看護学会と称し、
英文名は、「The Radiological Nursing Society of Japan」と称し、略称は「RNSJ」
とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、放射線看護学の発展を図り、専門的・社会的な活動の質向上に寄与す
ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 学会誌の発行
- (3) 放射線看護学に関する研究及び情報交換
- (4) 国内外の学術団体等との連携・協働
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 本会の公告は、本会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法によ
り行う。

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 本会の会員は、次の6種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し入会した者
- (2) 学生会員 大学及び大学院学生並びにこれらに準ずる学校に在籍する学生（社
会人であって大学院に在籍する学生は除く）で放射線看護学に関心を持
つ者
- (3) 連携会員 本会の目的に賛同する関連学会の推薦を受けた者

- (4) 賛助会員 本会の目的に賛同する個人又は団体
 - (5) 名誉会員 本会の事業に顕著な功績があった会員で理事会において承認された者
 - (6) 特別会員 前各号の他、必要に応じて、理事会により承認された者
なお、特別会員については名称（呼称）を別に定めることができる。
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

- 第7条 本会に、正会員、学生会員、連携会員及び賛助会員として入会を希望する者は、所定の手続きをとり、理事会の承認があったときに会員となる。
- 2 特別会員の入会方法については、理事会において別に定める。

(会費)

- 第8条 本会の正会員、学生会員、連携会員及び賛助会員は、別に定める会費を納めなければならない。
- 2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返納しない。

(会員資格の喪失)

- 第9条 会員は次のいずれかに該当するときはその資格を喪失する。
- (1) 退会
 - (2) 会費の滞納（2年間）
 - (3) 死亡
 - (4) 除名

(退会)

- 第10条 退会を希望する会員は、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 本会の名誉を傷つけ、又は、本会の目的に反する行為があった会員については、総会の決議をもって除名することができる。

第4章 総会

(構成及び議決権)

- 第12条 社員総会（以下「総会」という。）は、第6条に定める正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(招集)

第13条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(総会の開催)

第14条 本会の定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 本会の臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と判断したとき

(2) 議決権を有する10分の1以上の正会員から、理事長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集の請求があったとき

(3) 前号の規定による請求を行った正会員が、裁判所の許可を得て、総会を招集するとき

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第16条 総会の決議は、すべての正会員の5分の1以上が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 次の事項は、すべての正会員の2分の1以上が出席し、出席した正会員の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。

(1) 定款の変更

(2) 会員の除名

(3) 本会の解散及び残余財産の帰属

(4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第17条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第5章 役員

(役員)

第18条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事長 1名 (なお、理事長をもって法令に定める「代表理事」とする。)

(2) 副理事長 1名

(3) 理事 8名以内 (理事長、副理事長を含める)

(4) 監事 2名以内

- 2 前項のほか、理事会の決議により顧問を置くことができる。顧問について必要な事項は、別に定める。
- 3 第1項のほか、理事長の決定により指名理事を置くことができる。指名理事は理事会における議決権は有しない。
- 4 役員に欠員が生じたときは、理事会において後任候補者を指名し、臨時総会を開催して選任する。

(選任)

第19条 理事長及び副理事長は、理事会において選定する。

- 2 理事及び監事は、正会員から選ばれた候補者を理事会において選出し、総会の決議によって選任する。
- 3 理事長は、理事以外の正会員の中から2名以内の指名理事を選任できる。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、次の職務及び権限を有する。

- (1) 理事長は、本会を代表し業務を総括する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織し業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、本会の運営及び会計・資産を監査し、監査報告を作成する。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、継続して就任期間6年を超える再任はできないものとし、最初の選任後6年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時をもって必ず任期満了となり、その後の再任はできないものとする。なお、退任後1年経過した場合は、あらためて就任することを妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとし、再任を妨げない。ただし、継続して就任期間6年を超える再任はできないものとし、最初の選任後6年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時をもって必ず任期満了となり、その後の再任はできないものとする。なお、退任後1年経過した場合は、あらためて就任することを妨げない。
- 3 第18条4項によって選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新

たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

第6章 理事会

(理事会)

第24条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての役員をもって構成する。
- 3 理事は法令および定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 4 監事は理事会に出席して意見を言うことができる。
- 5 理事会は、次の事項及びその他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(理事会の開催)

第25条 理事会は、毎年2回以上開催しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、次の場合は開催しなければならない。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事より会議の目的である事項を記載した書面により開催の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合には、請求をした理事が招集したとき
 - (4) 監事から開催の請求があったときで、請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合には、請求をした監事が招集したとき

(理事会の招集)

第26条 前条第2項第3号及び第4号の場合を除き、理事会は理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対し

その通知をしなければならない。

(理事会の議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第28条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することはできない。

(理事会の決議)

第29条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数の同意をもって決する。

- 2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第30条 理事会の議事録については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

- 2 議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した理事長及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。
- 3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、署名又は記名押印に代わる措置をとる。

第7章 委員会

(委員会)

第31条 本会は、その目的及び事業を達成するために、必要な委員会を、理事会の決議により設置することができる。

- 2 委員会の設置又は解散は、理事会の決議による。
- 3 委員会については、理事会において委員会ごとに制定する規約によって定める。

第8章 学術集会

(学術集会)

第32条 学術集会は、毎年1回開催する。

- 2 学術集会の運営は、学術集會長の責任において行う。

3 学術集会は、理事会が規約を制定した場合は、それに従う。

(学術集会長)

第33条 学術集会は、その都度、学術集会長を置く。

2 学術集会長は、理事会で選任する。

3 学術集会長の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の後、最初に開催される理事会までとする。

4 学術集会長は、理事会の承諾があれば理事会に出席することができる。

(学術集会企画委員会)

第34条 学術集会長は、学術集会の運営について審議するため、学術集会企画委員会を組織する。企画委員会の委員は、学術集会長が決定する。

第9章 財産及び会計

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産の管理・運用)

第36条 本会の財産の管理・運用は、理事会の決議に基づき理事長が行う。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。事業計画書及び収支予算書を変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、本会の主たる事務所に備え置く。

3 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。但し、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けて、下記(1)～(6)につき、定時総会で承認を行う。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項各号の書類及び監査報告については、定時総会の日から2週間前の日から5年間、本会の主たる事務所に備え置く。

（剰余金）

第39条 本会は、剰余金の配当は行わないものとする。

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第40条 この定款は、すべての正会員の半数以上であって、すべての正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

（解散）

第41条 本会は、総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の処分）

第42条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、本会と類似の事業を目的とする他の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第11章 細則

（委任）

第43条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第12章 附則

（定款の施行日）

第44条 この定款は、本会の成立の日から施行する。

（設立時の会員）

第45条 本会の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

設立時社員 氏名 草間 朋子

設立時社員 氏名 桜井 礼子

(設立時の役員)

第46条 本会の設立時役員は、第19条の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、設立時役員任期は、第22条の規定にかかわらず、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

理事長 草間 朋子 (代表理事)

副理事長 宮腰 由紀子

理事 小西 恵美子

理事 浦田 秀子

理事 太田 勝正

理事 木立 るり子

理事 西沢 義子

理事 八代 利香

監事 菊地 透

監事 作田 裕美

(主たる事務所の所在場所)

第47条 本会の主たる事務所の所在場所は、次のとおりとする。

主たる事務所 東京都新宿区山吹町358番地5

(最初の事業年度)

第48条 本会の設立初年度の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、本会の成立日から平成31年3月31日までとする。

(設立時の事業計画及び予算)

第49条 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第37条の規定にかかわらず、設立時社員が定めるところによる。

(権利・義務)

第50条 従来の日本放射線看護学会に属した一切の権利・義務は、所要の手続きを経て本会が継承する。

(定款に定めのない事項)

第51条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、その他法令の定めるところによる。